

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 耆朗

- 1 日時
平成25年1月22日（火曜日）
午前10時3分開会、午前11時22分散会（うち休憩午前10時21分～午前10時30分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
嵯峨耆朗委員長、小野共副委員長、佐々木朋和委員、柳村岩見委員、高橋孝眞委員、
及川幸子委員、佐々木順一委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
小野寺好委員
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、
佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、
八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、
細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、
菊地砂防災課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、遠藤都市計画課まちづくり課長、
伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、
吉田建築住宅課営繕課長、川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
 - (2) 環境生活部
小野寺自然保護課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 議事の内容
○嵯峨耆朗委員長 明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。
ただいまから県土整備委員会を開会いたします。小野寺好委員は欠席とのことですので
御了承願います。
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。
なお、さきの当委員会でお決めいただいたとおり、自然保護指定地域の現状と課題等に

ついて説明のため、環境生活部小野寺自然保護課総括課長の出席を求めています。小野寺自然保護課総括課長を御紹介いたします。

○小野寺自然保護課総括課長 自然保護課の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

○嵯峨老朗委員長 初めに、県土整備部関係の請願陳情の審査を行います。主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願を議題といたします。

当請願陳情の審査に先立ち、さきの当委員会において紹介議員を通じて請願者から請願の趣旨を確認することとしたところではありますが、去る平成24年12月27日、紹介議員の城内愛彦議員を通じて、請願者筆頭者、北上高地研究会代表、湯浅俊行氏から確認した内容については、お手元に配付いたしました資料のとおりでありますので、御確認いただきたいと思っております。

それでは、自然保護指定地域の現状と課題等について当局から説明を求めます。

○小野寺自然保護課総括課長 それでは、請願の自然保護の関係での現状、課題等について、説明させていただきます。

お手元に平成24年度早池峰地域保全対策事業等の実施結果という資料を配付させていただいております。便宜、この資料をごらんいただきながら説明させていただきたいと思っております。

御案内のとおり、早池峰地域は固有種ですとか、希少種を含みます数多くの高山植物が生育するなど、すぐれた自然景観を有している地域でありまして、昭和57年に国定公園に指定されておりますほか、国の特別天然記念物あるいは森林生態系保護地域、鳥獣保護区特別保護地区に指定され、国定公園の北側は国の自然環境保全地域に指定されているところがございます。このようにさまざまな関係法令に基づきます保護対策の推進が図られておりますほか、景観や生態系を損ねない範囲での持続可能な利用を推進するとともに、地域の自然と、そこに根差した文化ですとか風土を取り込み、地域の活性化にも寄与する地域一体型の保全対策を図る必要がある地域ということで広く認識されているところでございます。

平成12年度でございますが、今後の保全対策の基礎資料として早池峰の自然環境調査を実施いたしました。元岩手大学大学院の村井教授からは、国立公園にも引けをとらないすばらしい自然が荒らされないで残されているとのコメントがなされているところでございます。その際の報告書では、構造物としての県道の影響について触れたものはございませんでした。また、モータリゼーションの早池峰に及ぼす影響ですとか、あるいは安易な登山者意識の危惧感は自然環境保全の面からも将来にわたって軽視できないといたしまして、マイカー規制の継続ですとか、高山植物の踏み荒らしや盗採を防ぐための監視体制の強化、あるいは登山マナーの徹底と協力を要請する具体的な対応、そして環境教育の充実を図る方途の4項目について検討が必要であると指摘されたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、平成14年度に早池峰地域保全対策事業推進協議会を発足

させまして、この協議会のメンバーといたしましては山岳関係団体を初め、自然保護関係団体、自然保護管理員、観光業等の団体、報道機関、森林管理者、自然保護官、行政関係といたしまして地元花巻市、遠野市、宮古市、そして岩手県が構成員となって、一堂に会しての協議会を設置したところでございます。

この協議会では、早池峰地域の自然を未来に確実に引き継ぐため、利用者みずからが自然に対する負荷の軽減を十分心がけるよう自然の意義ですとかマナーにつきまして普及啓発を図ることを目的とし、民間団体と行政がそれぞれの役割に応じてパートナーシップを図り、早池峰地域の保全対策を実施しているものでございます。

お手元に配付してございます資料は、今年度の保全対策事業をまとめたものでございます。

では、今年度の保全対策事業の概要について説明させていただきます。

今年度の登山者数は2万1,639人と、昨年度より7,713人の増加となっております。そのように多くの登山者が訪れる早池峰山での利用者のマナー向上対策といたしまして、県内外へのパンフレットの配布ですとか、あるいはホームページの広報などの広報活動、それから昨年になりますが、6月10日から8月5日までの土日、祝日の18日間における早池峰クリーン&グリーンキャンペーンによる登山口でのマナーガイドの配布、さらには山麓トイレの使用推奨などを行っております。

自動車の利用適正化対策といたしましては、登山車両による県道の交通渋滞の緩和ですとか路肩駐車や排気ガスによります植生への悪影響を防止するために、昨年の6月10日から8月5日までの土日、祝日の18日間は、県道紫波江繋線の花巻市大迫町内川目の岳から宮古市江繋までの区間の車両通行規制を実施いたしております。代替交通手段といたしましては、シャトルバスの運行を行っているところでございます。

次に、高山植物の保護対策といたしましては、パトロールの実施ですとか、セイヨウタンポポ等の移入種の駆除を行っております。また、自然保護管理員、これは県の委嘱であります、10名を配置しまして、日ごろから保護、監視に努めているところでございます。山のトイレ問題の取り組みといたしましては、携帯トイレ使用の普及推進活動ですとか、小田越登山口に仮設トイレ設置などを行いました。このように協議会では、公園の利用と保全の共存を目指して、県道のあることを前提としてさまざまな対策を継続しているところでございます。

また、資料の4ページの写真を見ていただければおわかりと思いますが、ハード面でも対策を図っているところでございます。写真の④でございますが、登山口に移入種防止のための泥よけマットの設置を行っております。また、⑤の登山者が貴重な植物を踏み荒らさないようなロープの設置ですとか、あるいは登山者を誘導すること、そして⑥は小田越の登山道入り口でございますが、県道への路上駐車規制のためのロープ設置等を行っております。

今後の課題といたしましては、シャトルバスの運営につきまして、登山者の減少ですと

か、あるいは天候により利用者数が左右されるなどのことから、今年度は運賃を700円といたしまして、100円の値上げを実施せざるを得ない状況になっています。また、移入種の件でございますが、最近ではオオハンゴンソウに見られるような新たな移入種の進出に対する対策が必要になってきているところでございます。

しかしながら、早池峰の自然環境全体を見ますと、早池峰地域の自然が著しく損なわれてきているという認識は、県はもとより協議会でも特に意見が出ておりません。今後とも官民協同での早池峰の自然を守っていく活動を、地味ではございますが、きちんと実行して、早池峰の自然環境保護について力を尽くしてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。その後当局から説明することはございませんでしょうか。

○細川道路環境課総括課長 その後、状況等の変化はございません。

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。それでは、質疑、意見交換の前に、城内議員が請願者筆頭者に会って確認した内容を確認したいと思います。私が読み上げますので、よろしいでしょうか。

主要地方道紫波江繋線のうち自然保護指定地域の区間を遊歩道とすることについての請願に係る請願の趣旨の確認内容であります。

請願者の最終の目的は自然保護であるが、その障害となっている車道——国指定特別天然記念物区間の2キロメートルについて、車両の通行を禁止し遊歩道としての位置づけとすることを請願するものであるとのこと。これは、山頂部分である早池峰、小田越、薬師岳の植生多種や森林生態系が国に認められて特別天然記念物になっており、この点については、国——環境省、文化庁、林野庁においても同じ意見であるとの認識であるとのこと。当請願の付託先については、地元の同意が得られれば、この県道を主要地方道のままとめられると聞いていたので、請願者としてもこれまでの経緯や国の意向等を踏まえて、県においても比較的対応がしやすく、かつ自然保護の目的を達成できる請願の形を意図したものであるとのこと。

なお、審査に当たって、道路法、自然保護関係法令の両方の観点が必要であると考えており、本日の県土整備委員会において自然保護課からの説明がなされるのはもっともなことだと考えているとのこと。

請願者からすると、自分は別に県土整備委員会に請願したわけではなくて、議長にこの内容のものを請願として出したので、議会の判断としてこれは県土整備委員会に付託されたわけですが、要するにやってもらえばいいのだということのようです。趣旨は自然保護で、先ほどの説明で協議会では破壊されているという状態ではないと認識しているということでしたので、そうではないでしょうけれども、それを懸念しての自然保護のほうに重きがある請願だということのようです。そのために県道の利用を制限してほしいという意味で、議会として県土整備委員会に付託して審査しているという流れでございます。

ということを踏まえて、本請願に対して質疑、意見はございませんでしょうか。

○柳村岩見委員 今請願者から聴取した請願の趣旨についての説明がありましたが、この項目あるいは内容において、請願者は県議会に請願したのだというのはごもっともな話だと思います。ただ、請願者と議会との関係ではそれでいいのですけれども、実際どこの常任委員会に付託されるのがより正しいかということは、議会側の問題としてあるのであって、そこから考えると、これは県土整備委員会に付託されるのはふさわしくないと思います。環境にかかわる所管の常任委員会に付託されるべきだと思います。

そういう議論を経て、保護の関係で、一つの主要地方道というものがどう位置づけられて、どうとめられて、遊歩道をどう設置されるかということについては県土整備委員会だとしても、実際ただ技術的な問題で県土整備委員会にかかわると言えばかかわるところもあるかもしれませんが、大方は自然保護の観点で事業化され、予算化され、それが執行されていくということになれば、我々が審査をして、これがいいとか悪いとか判断すること自体、予算執行上の絡みも含めて、必ずしも妥当ではないと思います。

○佐々木朋和委員 一つ質問させていただきますが、今回初めて自然保護課から、自然保護の観点でこの案件について説明をいただいたわけですが、先ほどお話の中で、この協議会の中では自然破壊について認識としてはそれほどではないというようなお話がありました。今まで自然破壊がどのぐらい進んだかについて、我々はこの請願者の思いというか、見識の調べた中でお聞きしたことがあったのですが、正式に学識経験者とか、そういう方々の検証をやったことがあるのか。また、道路が開通していることと自然破壊の因果関係みたいなことというのは調べたことがあったかどうか、確認をしたいと思います。

○小野寺自然保護課総括課長 これまでの早池峰関係の自然保護状態、自然環境調査につきましては、先ほどの説明の中で申し上げました平成12年度の委託調査が直近のものとなっております。

それから、県道と自然破壊の因果関係につきましては、これは正式な調査はかけておりませんので、ここで確たることといたしますか、断定的なことは申し上げられませんが、推測よりは少し強い意味で申し上げますと、調査をかけたといいたしましても県道が存在する、県道に車が通っていることで自然環境がどのくらいというのを定量的に分析することは極めて困難であるというのが全国的な状況であると思っております。

○嵯峨耆朗委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ほかにないようであります。先ほど柳村委員から御意見がございましたし、紹介議員の確認内容を踏まえてみた場合に、この請願はどのように扱ったらいいでしょうか。何か御意見はございませんでしょうか。議長に戻したらいいだろうか、どう扱ったらいいのでしょうかね。ちょっと休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○嵯峨耆朗委員長 それでは、再開いたします。

本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ないということですが、ほかになれば本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはどのようにしたらいいでしょうか。御意見を頂戴したいと思いますが。

○佐々木朋和委員 継続審査でお願いしたいと思います。

○佐々木順一委員 継続審査でいいのですが、請願陳情の要旨の中に、請願者がいろいろと書いております。例えば3ページに、3、(1)、環境庁とありますよね。沼田真氏ほか多くの委員から車道廃止を強く求めた発言があったとか、(3)の平成5年に設定した早池峰山周辺森林生態系保護地域計画で将来は車道を認めない保存地区とするとか、それから(5)の東経連の小田越周辺の車道廃止など求めていると、こういうことを書いております。古い話なのですが、一応継続となればこの辺が実際的にどういう内容だったのか、現状はどうなのか、かなり前の話ですから、その後の自然保護の対策も進んでいるとは思いますがけれども、そういった比較衡量を一応確認する必要があるのではないかと。その上で結論を出すという何らかの理屈がないとまずいと思うので、そのようによろしく願います。

○嵯峨耆朗委員長 今佐々木朋和委員、佐々木順一委員から継続審査との御意見がございました。その中で、さまざまな指摘がされている内容が現在どうなっているのかということを確認の上、継続審査にするという、そういった意見がございました。それを踏まえて、私と副委員長とで、今の指摘の点を継続する中で確認していくと、そして次回に改めて審査するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨耆朗委員長 ありがとうございます。それでは、本請願は継続審査ということにしたいと思います。

以上をもって県土整備部関係の請願陳情の審査を終わります。小野寺自然保護課総括課長は退席されて結構でございます。大変ありがとうございました。

次に、県土整備部における復旧・復興ロードマップの進捗状況について調査を行いたいと思います。調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○及川企画課長 県土整備部における復旧・復興ロードマップの進捗状況につきまして、お手元に配付している2枚の資料に基づき御説明申し上げます。

まず初めに、資料の構成でございますが、1枚目、1/2と書いております。これは昨年12月25日に公表した県全体のロードマップから当部が所管する5分野について、沿岸12市町村分を一つに統合した工程表、それから末尾のほうにございますけれども、各年度末

における着工、完成予定箇所数の累計に整理してまとめたものです。

2/2と書いている2枚目でございますけれども、これにつきましては昨年8月3日に開催されました復興特別委員会において御説明しておりますロードマップの工程表の進捗に影響を与える主な課題と対応状況について、これまでの対応状況と今後の方向性について比較対照し、整理したものです。

それでは、まず1枚目の進捗状況のほうについて御説明したいと思います。初めに、この表の見方です。今までの進捗状況の工程と若干違っていると思います。簡単にこの記載の仕方について御説明しますが、まず一番左側の一般海岸・港湾海岸について御説明します。H24年度のところに赤い縦棒が引かれております。これは12月25日時点の時点として今どのような進み方をしているかというのをあらわしております。

初めに、海岸ですけれども、一番上にベージュ色で応急対策と書いておりますけれども、これは既に昨年度で全て完了しているということを示しております。

それから、2番目の施工準備（堤防の設計等）という図がありますけれども、これにつきましても全ての箇所で着手しており、来年度中には完了予定ということを示しております。

それから、全ての工事につきましては、平成27年度末の完成を目指しています。一番最後でありますけれども、平成27年度末の完成を目指すということで、今鋭意進めております。これまでに宮古市の金浜海岸、陸前高田市の高田海岸など18カ所に着手ということで、引き出し線にそういった記載があり、右側に18カ所で着工済みということで書いておりますけれども、そういう意味です。次に洋野町の小子内海岸、久慈市の久慈港半崎海岸など5カ所が完成しており、年度内にはさらに宮古市の田老海岸、釜石市の釜石港海岸など26カ所で着工、平成26年度の早い時期に全ての箇所で着工を目指すこととしております。ということで、この記載の方法はただいま御説明申し上げましたとおり主要なトピックス、着手時期とか箇所数等について別段で、いわゆる引き出し線で旗上げをして表示をしているということで御理解いただきたいと思っております。

次に、各事業について、ポイントをかいつまんで御説明したいと思います。

まちづくりです。具体的に復興のまちづくりのための面整備ですけれども、区画整理事業が7市町村で18地区、防災集団移転促進事業が同じく7市町村で55地区、津波復興拠点整備事業が9地区で計画されております。既に区画整理事業につきましては14地区、防災集団移転促進事業につきましては50地区で住民との合意形成が進められており、平成25年度までには全ての地区で合意が得られるよう現在努力しているところです。また、今年度内に防災集団移転促進事業が野田村の城内、米田、南浜地区、それから、宮古市の崎山地区など6地区において着工予定です。平成26年度の早い時期には、全ての地区で着工を目指しております。

面整備後の住宅建設でございますが、平成30年度末までの完了を目指しており、先行している釜石市の花露辺地区などを手始めとして、平成26年度後半には大船渡市の門之浜地

区、田浜地区など9地区で完了を見込んでいるほか、平成28年度前半には全ての地区において住宅建設が可能となる見込みでございます。

ちょっと飛ばしまして、まちづくりの一番最後、まちづくり連携道路整備事業というのを新たに載せております。これにつきましては、津波により浸水した県管理道路のかさ上げやルートの変更等復興交付金事業計画で認められたものについて、改めて追加で記載したものです。それから、下に復興道路、復興支援道路、復興関連道路とありますが、これについては省略させていただきます。

右半分の災害公営住宅について御説明します。災害公営住宅につきましては、県整備分、41団地2,821戸を予定しております。それから、市町村整備分、78団地2,818戸を現在のところ予定しており、平成26年度末までに全ての完成を目指しております。

県整備分ですが、これまで山田町の豊間根団地、陸前高田市の高田町中田団地など11団地、計766戸分で設計に着手しております。野田村の1団地、大槌町の吉里吉里団地、釜石市の平田団地、野田町団地200戸分については既に着工しています。今年度末には野田村の第1団地——1団地分ですけれども、これが8戸の完成を予定しているほか、来年度中にはおおむね全ての団地に着工する予定です。

次に、市町村整備分でございますが、大船渡市では雇用促進住宅の改修により、先月初めて入居1団地44戸分で開始されておりますが、今年度末までに明神前団地1団地12戸が完成する予定です。平成26年度末までにおおむね全ての団地に着工する予定と聞いております。

次に、港湾については説明を割愛させていただきます。

末尾に各年度末の着工、完成予定箇所数の累計ということで載せております。各分野ごとに載せておりますけれども、工程が具体的にない箇所など一部について集計から除外している関係上、必ずしも計画書と累計値が一致しないというものがございます。

それでは、次に2枚目のロードマップの工程表の進捗に影響を与える主要課題と対応状況ということで、昨年8月3日から現在どのような対応状況になっているのかを比較対照しております。

まず、災害公営住宅の整備に関する課題でございます。建設用地の確保に関する取り組みとしては、前回、定期借地権による用地確保についても検討するというところで言及しておりました。この間、定期借地権における価格算定の検討を進めております。現在具体的な事例が出た場合における対応マニュアルの作成に鋭意取り組んでおります。整備の迅速化につきましては、敷地提案型買取方式や設計、施工一括選定方式について、現在公募、選定方法に関する実施要綱等の策定を進めており、近々募集を開始する予定としております。具体的な内容につきましては、明後日の復興特別委員会で改めて御説明することとしております。

2番目の事業用地の円滑な取得に関する課題ですけれども、これまで防潮堤事業等で59地区約4,100件の権利者調査を実施しております。そのうち所有者不明等の懸案件数が3割

に相当する1,400件程度存在することが判明しております。現在復興庁や国土交通省、法務省で組織している国の連絡会の場を活用して、具体の事例をもとに個別課題を解決するための協議を進めているところです。

次に、不在者財産管理人制度につきましては、所有者が行方不明等の土地の取得に当たり、利害関係者が家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立てることができる制度でございますが、相当数の申請件数を円滑に処理するためには、申請書類の類型化、パターン化等に向けた協議を現在進めているところです。また、財産管理人や相続財産管理人の選任を円滑に進めるため、県弁護士協会、県司法書士協会との協力体制の構築に向けて取り組んでいるところです。これまで土地収用実績がほとんどない防潮堤整備事業につきましては、収用手続きを迅速化するため、東北地方整備局と事業認定申請書類等の類型化、パターン化等に関する協議を進めており、この成果をもとに来年度以降順次申請していく予定としております。申し込みの見込み件数ですけれども、約20件程度と想定しております。

それから、防災集団移転促進事業の用地取得に際し、抵当権の抹消手続きを円滑化するため、各金融機関に協力を要請しております。これまで県銀行協会等が協力を表明しており、今後具体的な手続きを進めてまいります。

最後に、円滑な施工確保の対策についてでございますけれども、被災地においては国や県、市町村など異なる事業主体の工事を短期間で同時並行的に実施する必要がございます。そのため、資材調達や建設作業員の確保、さらには工事車両の集中による交通渋滞等、これまで経験したことがないさまざまな課題が複合的に発生することが懸念されております。これまでに県土整備部の出先公所等の担当課長等で構成する、復旧・復興工事の円滑推進に係る連絡調整会議等の運営により、情報共有等に努めてきたところですが、このような状況に鑑みまして、より強力な推進体制を構築するため、総合的かつ強力な取り組みを推進しようと考えております。本庁に岩手県復旧復興工事施工確保対策本部——仮称ですけれども、これを立ち上げ、さらには沿岸各地にも地域版の連絡会議を設置する予定としております。

また、この一環として、この1月1日から建設技術振興課に専担の特命課長を設置し、万全の態勢を構築していこうと考えております。以上で私の説明を終わります。

○**嵯峨亮朗委員長** ありがとうございます。ただいまの御説明に対し、質疑、意見等はありませんでしょうか。

○**及川幸子委員** この復旧・復興ロードマップをつくるためには大変な努力があったと思うのですが、私が懸念しているのは沿岸市町村との連携、そういう聞き込みなどはどのようになされてきたのか、まずお伺いします。

○**及川企画課長** このロードマップを策定するに当たりまして、今復興局のほうで一元的に取りまとめて進めておりますけれども、各部局、県で言えば県土整備部のもとに農林水産部、医療局等々、関係する部局に12月25日時点での復興交付金事業計画とか、そういったものの採択状況を踏まえて、それに対する落とし込み、変更する点をまず情報として上

げてくれと、そういう指示が飛びます。それを受けて、県であれば県の出先機関が実際の事業をやっておりますので、そことの整合をとるために情報交換します。さらには、市町村との情報交換をするために、その出先での担当部局のほうで市町村の情報も含めて整理していった、最終的には一旦まとまったものを復興局からまたさらに市町村に確認をとり、情報の精度を期すような形で作業を進めていきます。

○**及川幸子委員** 市町村において、それぞれの思いに大分ばらつきがあると思うのです。復興局にお任せしているということですが、そういう面で全部がうまくいったのではないと思うのです。市町村ではかなりの意見、強い意見を持っているところもありますけれども、そういうところについては復興局と県とのやりとりもかなり密に行われてきたのかお伺いします。

○**及川企画課長** まず、市町村の側の情報の出し方に差異がございます。例えば市町村道も含めて細かい、いわゆる復興に関係する道路を全般的に情報提供、そのままいわゆる市町村側として自分たちの地域の住民に出したいと思われる情報を全て載せたいというところと、なかなかそこまで出しにくいというところを、まず出し手側での違いが生じてきます。それから、復興局と県土整備部の関係からしますと、もともと全庁的な広がりを見せて、いろいろなロードマップに情報を載せるという形に今発展しておりますので、復興局が一元的にその情報管理、今出しているのも含めて、県土整備部と復興局の間では情報交換を密にしていると考えております。

○**及川幸子委員** そうしますと、これから実施していく上で課題が大きく残ります。建設業協会等のお話し合いの中では、資材と建設技術者の不足、このところにある課題、そのとおりだと思うのです。それから、宿泊施設が確保されていないということについて2枚目の右の下のほうに載っていますね。これらについては今の時点で一つ一つ対応を考えているのかお聞きしたいと思います。

○**八重樫技術企画指導課長** ただいまの資材不足、それから技術者の不足、それから建設事業者の宿舍の不足、委員の御指摘のとおりこれから相当課題が大きくなっていくものと考えております。

資材の不足につきましては、まず生コンクリートは特に宮古地域で不足の状況が認識されておまして、抜本的な対策としては岩手県生コンクリート工業組合と連携しまして、赤前地区の仮設のプラントに設置が済んでおります。それで、昨日から出荷可能な状況になりましたが、顧客の都合で25日の出荷になると聞いておまして、これが年間8万立米相当以上、4年間で32万立米相当以上の出荷を目指しております。

それから、釜石地区は需給のバランスは何とかなりそうです。

それから、大船渡地区につきましては、これから漁港港湾工事の本格的な発注に伴って生コン需要は相当数に上がってきますが、生コンクリート会社は4社プラス組合以外の会社が1社あり、製造能力はかなりあるのですが、骨材の調達なかなか厳しいということで、これは県外からの調達について地元の商社でいろいろ対策を検討していただいているとこ

ると聞いてございます。

それから、石材等につきましては、不足する分は基本的に工事ごとに県外からの調達ということで、それについては官積算の単価において対応していくと聞いてございます。可能であれば、内陸のほうから陸送での調達も可能としております。

それから、技術者につきましては、いろいろ小規模な工事の現場代理人の兼務ですとか、会社が3カ月以上雇用しておらなければならなかったものを、その3カ月の条件は現在撤廃してございますとか、技術者の有効活用が図られるような対策を講じているところでございます。

あとは、先月も沿岸の各建設業協会支部に、県のほうで入札担当、工事担当が出向きまして、いろいろな意見交換をさせていただいております。

さらに、これも技術者の活用が図られるような施策について、国となお協議を進めていきたいと考えてございます。

宿舎についても、特に釜石、大船渡地区で労働者の宿舎の不足が懸念されているところでもありますので、これにつきましても工事業者がおのおのつくっては撤去してというような仕組みではなくて、工事が終わっても次の工事に引き継がれるように運営できるような方策でのそのような支援について、今国と被災3県で協議を進めているところでございます。

○及川幸子委員 現場代理人などの緩和条件を変えていくということもなさっているということで、いずれ建設業協会支部とのお話し合いを密にされていくのが資材不足をどうやって防ぐかとか、そういうのがあると思うので、今後においても取り組んでいただきたいと思います。

それから、宿舎は工事が終わっても運営できるようにされるということで、今まさにそれが始まっていると思うのですが、応札が1社それともゼロというのは、こういうふうにはやっぱり内陸から沿岸に通うのは大変ガソリンがかかるのです。運賃がかかるということで、これは手を挙げたのを下ろす方法しかないということで、参加できないというのが常のようですので、今後においても建設業協会支部との意見交換を密にさせていただきたいと思うのですが、最後に部長のお考えを聞いて終わります。

○若林県土整備部長 これから大きな工事が入札になってまいります。その工事を核にしなが、それぞれその地域のマネジメントを含めてできればいいと思っております。何よりもまして一番大事なことは、どういう状況にあるかをいち早く察知して、その手を打つということだと思いますので、沿岸の建設業協会支部、内陸を含めて、そこの意思疎通を円滑にするためにも、意見交換会というのは開催していきたいと思っております。

○高橋孝眞委員 3点伺います。

1点目は、災害公営住宅で市町村の部分ですけれども、大船渡市の雇用促進住宅が完成したといえますか、修繕をして入居させているということですのでけれども、入居状況について教えていただきたいと思っております。

2点目は、先ほどの工事の関係では、進んでいるのかおこなっているのかよくわからない部分がありますが、いずれにしろ5億円以上の工事発注そのものは今年度半分ぐらいしかできないのではないかなという話もあります。現時点においてこのロードマップ上、進捗状況は県として何%達成しているのか。当然100%だと思いますけれども、その点について少し教えていただきたいと思います。

3点目は、2枚目で収用手続の迅速化ということでありまして、20件の申請を予定しているということですが、この内容について、どういう理由で収用手続をとるのかということと、特例措置について国に対する要望の内容を教えてください。

○勝又住宅課長 大船渡市の入居状況についてお答えしたいと思います。

昨年末にまとめた状況ですけれども、44戸中6戸について入居しているということです。大船渡市では、それ以降随時募集の形に切りかえて現在も募集中の状況と聞いております。

○菊地砂防防災課総括課長 ロードマップの進行状況です。災害復旧についての進行状況について申し上げますと、特に設計関係で非常に大きな被災であったということで、基準をつくりながら設計を進めてきました。

それから、用地問題につきましても、ほとんどの箇所でいろいろな用地問題があったということございまして、今年度にかんがりの額の施工を予定してございました。小さい工事についてはほとんど施行してございますが、防潮堤、水門等の大規模工事につきましては、まずは年度内に全部ではございませんけれども、できるだけ多く契約したいと考えてございますけれども、予定よりはおこなっているという状況でございます。

○及川河川課総括課長 事業認定の申請理由でございますけれども、所有者不明土地がたくさんあって、その取得に時間を要するだけではなく、難しいのではないかなということで、事業認定をする理由としては用地の取得が困難ということでございます。

それから、国に対する要望といたしましては所有者不明土地の市町村管理制度というのを特例措置として市町村に付与してほしいということです。それから、土地収用手続の迅速化ということで、手続の中に事業説明会があるのですけれども、その説明会の簡略化ということで、これまで行っている地元への工事説明会をもって土地収用法上の説明会とみなすこととか、事業認定要件の緩和ということで、災害復旧事業に係る協議設置をもって要件を充足するとみなすということを今回特例的に認めていただきたいと思いますという要望を行っているものでございます。

○高橋孝真委員 1点目の44戸が完成しているけれども、6戸しか入居していない。この理由はどのように捉えているか教えてください。

○勝又住宅課長 大きな要因としては二つありまして、一つは既存のエレベーターのない5階建てを改修して災害公営住宅にしたものですから、高齢者の方ですとか、階段の上りおろしがきつい方などは避けておられたというのが一つです。もう一つは、今後新しい災害公営住宅が計画されておりますので、そちらのほうに手を挙げることを考えて、今はまだ応急仮設住宅なりに住んでおられる方がいると。恐らくそういう方については、新しく建て

るものに落選されたら雇用促進住宅のほうに入るのはないかと思われます。

○高橋孝眞委員 ということは、この部分について調査が不十分だったということにならないのでしょうか。市町村が事業主体ということでありますけれども、そういうことが今後起きないのかどうか心配されるわけですから、今後その辺を十分調査して実施していくべきではないかと思います。

それから、3点目の部分でありますけれども、何%ということは先ほど回答いただきましたので、現時点で何%達成しているとお考えか伺います。

○若林県土整備部長 今二つご質問をいただきました。大船渡市盛地区の雇用促進住宅を改修したわけですが、実は1階が浸水した場所なのです。1階が浸水した跡がまだ見えるので、やはり被災者マインドというのが一つあると思います。

それから、実はこれも一つあるのですけれども、家賃が発生しますので、応急仮設住宅にいるときはありませんので、これが一つ大きな話になってくるかなと思います。これから新しい災害公営住宅がどんどん、どんどん出てきますので、先行して入れようと思ったのだけでも、被災者マインドからするともうちょっと新しいところ、もしくはもうちょっといい適地を希望しているのかなど。ですから、大船渡市は、あくまでも皆さんに意見を聞きながら、災害公営住宅の大体の場所と戸数を一応配置していますので、それはそれでよろしいのかなとは思いますが、そういう状況だということを御理解いただきたいと思います。

それから、災害復旧では9割近い箇所を着工しております。ただ、お金的には執行可能額が、つまり大規模な事業について発注まではできたのですけれども、実際工事までまだいっていませんので、ことし支払う額が余り達しない。災害復旧でいきますと2割強ぐらいになります。ですから、ことし積んでいたお金について非常に執行ができない状況があるということだけは御理解いただきたいと思います。

というのは、例えば平成23年の3次補正あたりで積んだお金でありましたので、平成24年はもう繰り越しになります。平成25年になると、すぐ事故繰越になります。今回は何年間に分けてもいいということになっておりますので、既に大きいものは債務負担でやっていますので、ことしの支払い額は落とさざるを得ないというところがありますので、今回の年度末の予算はかなり落ちることだけは御理解を賜りたいと思います。

○高橋孝眞委員 ということは、着工といたしますか、予算上は来年度に繰り越すのだけでも、実際現時点で考えられているのは9割は達成しているということですか。

○若林県土整備部長 災害復旧の箇所数があります、800。その箇所数の9割は発注もしくは完了しております。ですから、9割はやっている。ただ、10%についてはこれからの発注になります。復旧・復興ロードマップについては、現状でこういうことができますということですので、これは今の時点で100%のこれからの見通しになっております。

○高橋孝眞委員 土地収用の関係ですけれども、所有者不明とは相続人がわからないということになるわけですか。不明というのはどういう意味合いの不明になるのですか。調べ

ていけば、何人か相続人がいるとか、亡くなっていればということになりますけれども、それらを整理して所在者不明というのはどういう意味なのでしょう。

○菅原副部長兼県土整備企画室長 ただいまお尋ねのありました所有者不明の意味でございませうけれども、これは本来地権者の方々はいらぬのでありますけれども、公図が古かったり、あるいは完璧なものではなかったり、あるいは震災によって現在はかったところと合わないといったようなことで mismatch を起こしているという状況で、所有者不明というのには二つ意味がございませう。一つは例えば登記簿にあった名前の方がいらっしやらないとか、あるいは登記簿に書いてあった氏名の部分が、名字しかなくて、名前のほうがないで、誰かが判別できないものもございませう。

そのほかに、所有者はわかったのですけれども、その方が今どこにおられるのかわからないというような場合がございませう。これが行方不明という形になります。この行方不明の方につきましては、民法ではここに書いてありますが、不在者財産管理人制度というものを設けてございませう。家庭裁判所を通じて一定の手続を受ければ、その管理人を選定していただける。その方が財産を管理するというような仕組みがございませうが、いるかどうかさえまだわからないというようなところが結構ございませうものから、今その辺をいろいろと調査している状況でございませう。

○清水恭一委員 事業用地の取得についてですが、国、県あるいは市町村、それぞれの立場で地権者の方と全く誠心誠意交渉なさって進めておられるのには大変感謝を申し上げます。これはちまたの声というか、国道45号の地権者のほとんどの方が被災者なわけですね。それで、道路が通ってかさ上げしたりするのはいいのだけれども、全員ではないでしょうが、必ず用地取得をすれば残地が出る。場合によっては少ししか残らないというときに、やってもらうのはいいのだけれども、自分はもう高齢であり、さらには子供たちが被災して何もなくなったから、どうせだったら全部買ってくれと、このぐらい残してもらっても困るのだと言っても、これはルールですから、要らない土地は買わないわけですね。いろいろな意味で心配なさっている人たちもございませう。一部感情的にならている方もございませうやに聞いてございませうので、そういった際に、これは国土交通省のほうの事業ですから、それぞれあると思ふのです。どこかに移転するにしてもお金がかかることでございませうし、いろいろな意味で今回公共事業に依存せざるを得ないというか、そういった被災者の立場に寄り添いながら大岡裁きをしていただく何かいい知恵があれば。私たちは相談を受けても何もできないものから、ルールはルールですと、要らないところまで買ったから膨大な面積を買っていかねばならなくなる。しかしながら、一方では、どうにもならない土地が残るのだという現実もございませうということ。そういったところをちょっと意地悪い質問ですけれども、よろしく御指導いただきたいと思ふます。

○若林県土整備部長 なかなか難しい。国道45号のつけかえよりも、多分三陸沿岸道路の若干山の手を走る道路の用地買収における声だと思ふます。当然ほかの用地をどうするかというのは、新たにそのエリアを例えば高台移転もしくは何かの用地にするかとかとい

う合わせわざができるかどうかとか、そういうのは次のステップで、地元の自治体と協議するという戦略が一つあるかと思います。

一番の問題は浸水区域です。例えば今防災集団移転促進事業なんかでは住居しか買えないのですが、ほかの用地もあるわけです。そうすると、虫食いで残ってしまい、ほかにもどういう土地利用をするかという部分がなかなか立てづらくなってしまいますので、浸水跡地の用地をどう土地利用するかというのが大きな課題になってくると思います。ですから、公共事業を入れたり、新たな用地の土地利用をするというのが、例えば土地区画整理事業を入れるかとか、そういう手法が出てくるということになるかかと思えます。

自分は被災し、何ぼでも用地があるので協力はする、ただ何ぼでも高く買ってくれと、移転先の資金にしたいという人たちがいらっしやいます。ただ、我々としても今の用地費を鑑定するわけですが、大幅にその差異があったときはそれは説得するのですけれども、なかなか難しいという場合には用地の単価差によっても事業認定という手段を選択せざるを得ないという状況もあります。

先ほど話しましたが、所在者がいない、用地境が決まっていない、さまざまな問題があつて、とにかくそれを解決はしたいのですけれども、一方では今の現行制度の法的なものもあわせ持ってやらないとなかなか進まないということになりますので、今20件ほど視野に入れて、その手続の資料の作成などを始めている状況であります。

○**嵯峨耆朗委員長** ちなみに、工事の最終完成年度をずらすことを要求はしているのですか。つまり現在の計画は、基本的に絶対不可能ですよ。

○**若林県土整備部長** 今我々に課されているものは、あるところでは平成27年まで5年間、それから平成30年までは復興実施計画になっていますので、一つは今目標としている年次に向けてとにかく最大限努力すると。さまざまな障害は確かにあります。課題もあると思います。これを克服しながら、そういうことを進めていながら、被災地の一日も早い復興というのが我々の、それから被災地、被災者の願いでもあると思いますので、これに向けてとにかく頑張っていくことをまず今の段階は努力したいと思っております。

○**嵯峨耆朗委員長** もう一回確認ですけれども、前に何かの議論で瓦れき撤去をして片づけてきれいにしたけれども、そこは使用しないということだと被災地の方は困りますよね。今までは人を守ったり、土地を守ったり、施設を守ったりしたのだけれども、守るべきものがないのに新たに例えば防潮堤を建てているとか、だから優先順位で後回しにしてもいい工事があるのではないかと思うのです。

○**若林県土整備部長** 当然今の浸水域から高台に上がる、またはその土地はしばらく使わないということであれば、その防潮堤は高さがそんなに要らないということになりますし、そもそも防潮堤が要らないのではないかという議論も地域ではきちんとしていますので、そこは遅くても構わないということにはなると思っています。ですから、その地域地域でどうしてもやっぱりここは安全性を早急に確保したいというところであれば、その順番に優先順位をつけながら執行していくことが全体の執行計画につながっていくということになる

と思います。

○**嵯峨耆朗委員長** 失礼しました。質問ではなく確認でした。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ないようですので、県土整備部における復旧・復興ロードマップの進捗状況についての調査を終了いたします。

この際、県土整備部から平成24年12月25日に発生した花巻空港重大インシデント事案について発言を求められておりますので、これを許します。

○**木嶋空港課総括課長** 平成24年12月25日に発生いたしました花巻空港重大インシデント事案について概要をお知らせいたします。

平成24年12月25日17時20分ごろ、JAL日本航空2837便——こちらは札幌花巻便でございますが、花巻空港に着陸した際、駐機場に向かう取付誘導路の手前で滑走路を逸脱いたしまして、自走が不可能な状態となりました。乗客42名、乗員3名ともけがはなく18時15分にバスで場外に移動いたしました。また、JALの機体及び空港施設の損傷はありませんでした。

なお、花巻空港ですが、17時30分から空港を閉鎖いたしまして対応を行い、翌日13時から運用を再開いたしました。それに伴いまして、当日12月25日は3便、翌日は8便が欠航いたしました。

この事案につきましては、重大インシデント、事故が発生するおそれがあると認められる事態に該当いたしまして、運輸安全委員会による調査が実施されました。12月26日及び27日に、花巻空港に運輸安全委員会の航空事故調査官3名が派遣され、現地確認、機体確認、航空会社、国土交通省東京航空局花巻空港出張所、県の花巻空港事務所への聞き取り調査などが行われました。今回の調査事項に加えて持ち帰った各種資料、データの検証、解析などが行われ、運輸安全委員会におきまして原因究明や報告がなされる予定でございます。

また、今回の重大インシデント事案の発生を受けまして、事案発生時の対応状況等の確認、情報共有及び意見交換を目的といたしまして、本年1月16日に花巻空港保安委員会の構成機関による打ち合せを実施いたしました。引き続き花巻空港事務所にて課題等を整理しながら、具体的な対応や体制の改善や見直しについて検討、協議していくこととしております。以上です。

○**嵯峨耆朗委員長** ありがとうございます。ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、ほかになにかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**嵯峨耆朗委員長** ないようであります。なければ、これをもって本日の審査及び調査を終わらせていただきます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。